

## 臨時福祉給付金（経済対策分）の受け付けを開始

昨年度に引き続き、所得の低い人を対象に臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。対象者と思われる人には3月31日（金）から順次申請書を送付しますので、早めの手続きをお願いします。

**対象者** 平成28年1月1日時点で本市に住民登録があり、平成28年度市民税（均等割）が課税されない人（対象者を扶養する人が課税されている場合や生活保護の被保護者は対象外です）

**給付額** 対象者1人当たり15,000円（1回だけ）

**申請期間** 4月3日（月）～8月31日（木）

### 申請方法

申請書に必要な事項を記入し、申請書に同封する返信用封筒で臨時福祉給付金事務局へ郵送  
※原則、郵送での申請をお願いします。郵送が困難な場合は窓口での申請もできます。

### 相談窓口・電話番号の変更

4月から臨時福祉給付金事務センターが中央保健福祉センターから松浦町のJANAがさき西海会館・3階に移転します。それに伴い、下記のとおり電話番号も変わりますのでご注意ください。

【臨時福祉給付金コールセンター】

- ・3月31日まで ☎ 25-9711
- ・4月3日以降 ☎ 55-1216

### DV被害者事前申し出

配偶者からの暴力を理由に本市に避難している人で、事情により基準日時点で住民票を移すことができていない場合は、一定の要件を満たせば事前の申し出を受けて給付申請ができます。

### 振り込め詐欺などにご注意を

この給付金について、国や県、市がATMの操作をお願いすることなどは絶対にありませんので十分にご注意ください。

☎臨時福祉給付金コールセンター  
☎ 55-1216

## 発達障害の理解のために 4月2～8日は発達障害啓発週間

### 発達障害とは

発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。他人との関係作りやコミュニケーションが苦手な人が多く、その行動は「自分勝手」「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。しかし、一方で優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。調査によると9割の人が発達障害を知っているとされていますが、周囲の支援や配慮が必要なことから、発達障害に対する正しい理解と普及が求められています。

### 発達障害の人に必要なのは

発達障害がある人は特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があり、社会全体で理解し、支援を行っていくことが必要です。昨年8月には発達障害者支援法が改正され、「ライフステージを通じた切れ目の無い支援」「家族も含めたきめ細やかな支援」「地域の身近な場所で受けられる支援」の3つのポイントが明記されました。改正により、関係機関や地域が今後さらに連携して一人一人の日常生活や社会生活を支援していくことを目指しています。

### 周りの人の「気付き」が大切です

発達障害のある人は、社会で生きていくために必要な社会性やコミュニケーションを身に付けることが苦手なため、不登校や引きこもりなどにつながってしまう可能性があります。二次的な問題を防ぐため、早い時期から適切な支援や環境を整えることが大切です。気付いたときには悩まず、関係機関に相談してください。

### 【相談窓口】

- ・子ども保健課 ☎ 24-1111
- ・子ども子育て応援センター ☎ 24-1111
- ・障がい福祉課 ☎ 24-1111
- ・長崎県発達障害者支援センターしおさい（諫早市）☎ 0957-22-1802

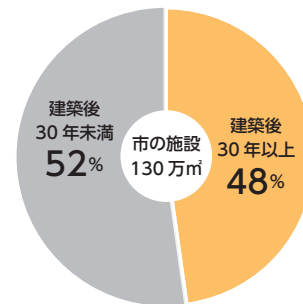
☎障がい福祉課 ☎ 24-1111

## 公共施設適正配置・保全基本計画を策定 ～市民の皆さんとこれからの公共施設を考えます～

本市は2月、「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」を策定しました。この計画は、少子高齢化などに対応し、将来の世代に過度な負担を強いることのないよう、市の施設の効率的な管理や活用を図っていくための基本的な計画や今後の進め方を定めたものです。これから市民の皆さんの声を反映しながら、具体的な取り組みを進めていきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 本市が抱える課題

本市は3,000棟を超える膨大な公共施設を保有し、総床面積は約130万㎡となっています。そのうち約48%（約62万㎡）の建物は建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。今後は改修や建て替えなどで多額の経費が掛かることが見込まれ、人口減少や少子高齢化、それに伴う厳しい財政状況が予測される中で、現在の施設を維持していくのは困難な状況です。また、公共施設が数多く建設された当時からすると、ライフスタイルも大きく変わっており、ニーズも変化しています。このようなことから、今後に向けて公共施設の再編が求められています。



### 公共施設の再編で持続可能な行政運営を

社会保障など市民生活に必要な行政サービスをこれからも継続し、市民の皆さんが本当に必要とする公共施設を適正に維持していくには、施設の再編による保有量の縮減が欠かせません。施設再編に当たっては、これまで「佐世保市資産活用基本方針（平成25年3月）」、「佐世保市公共施設適正配置方針・保全方針（平成26年10月）」を策定し、検討を進めてきました。今回策定した「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」は平成29年度から平成48年度までの20年間を計画期間としており、本市はこの計画に基づいて各施設における再編や長寿命化を進めていくこととしています。

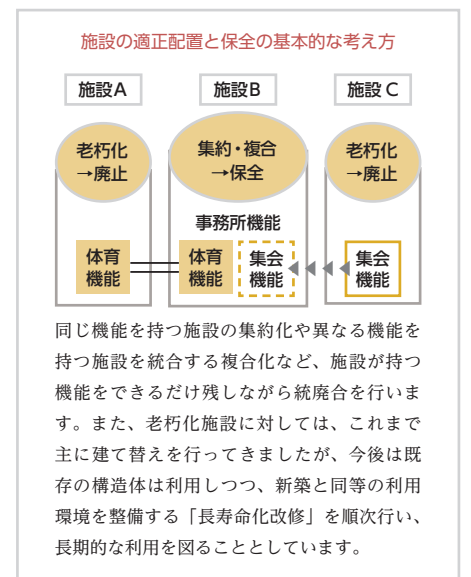
### 市民協働で個別施設の具体的な検討を進めます

#### 地域に密着した施設

公民館など地域に密着した公共施設は市民生活に大きく関わっており、将来のまちづくりにおいても重要な役割があります。これらの施設の具体的なあり方については、市を7つのエリアに分割し、それぞれワークショップを開催するなど市民の皆さんとの対話を通して実施計画案を作成します。

#### 市全域の市民が利用する施設

多くの人が利用する大規模な公共施設については、市全体でのバランスや各施設の特性に応じて、市民の皆さんからの意見を幅広く聴きながら実施計画案を個別に作成します。



同じ機能を持つ施設の集約化や異なる機能を持つ施設を統合する複合化など、施設が持つ機能をできるだけ残しながら統廃合を行います。また、老朽化施設に対しては、これまで主に建て替えを行ってまいりましたが、今後は既存の構造体は利用しつつ、新築と同等の利用環境を整備する「長寿命化改修」を順次行い、長期的な利用を図ることとしています。

※計画についての詳細は市HPをご覧ください。お尋ねを。

☎施設再編整備推進室 ☎ 24-1111